

「逗子市福社会館条例の一部改正案」 に関する意見を募集します (施設利用区分・料金の改定、減免の見直しなど)

受益者負担の適正化の観点から、利用区分・料金や減免割合等を見直し、条例の一部改正を検討しています。この改正案について、ご意見をお寄せください。

1. 意見募集期間 9月21日（水）から10月21日（金）まで

2. 資料の閲覧方法

- 市のホームページ <http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/syakai/hukusikaikan.html>
- 閲覧場所：福社会館、社会福祉課、情報公開課、市民交流センター、文化プラザホール、図書館
高齢者センター、体験学習施設、逗子アリーナ、沼間・小坪コミュニティセンター

3. 意見の提出方法

任意の様式に「福社会館の一部改正に対する意見」と明記し、住所・氏名・意見を記載の上次のいずれかの方法により送付または持参してください。

- (1) 郵送 〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 社会福祉課
- (2) F A X 046-873-4520 社会福祉課宛
- (3) 市ホームページから送信
- (4) 持参 福祉部社会福祉課（市役所1階8番窓口）

※開庁時間外、土曜日、日曜日、祝日は除きます。

※電話での受付及び提出された意見の原稿等の返却はいたしません。

※お寄せいただいたご意見は意見概要としてまとめ、本市の考え方とともに、後日ホームページで公表します。個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先

福祉部社会福祉課 Tel.046-873-1111（内線 216）

福祉会館条例の一部改正(案)

<主な改正点> (いずれも平成 29 年4月利用分から)

・ 有料施設を増設します

- (改正前) 会議室
- (改正後) 会議室、研修室、小会議室

・ 利用区分と料金を改定します

- (改正前) 午前：午前 9 時から正午まで
午後：午後 1 時から午後 5 時まで
全日：午前 9 時から午後 5 時まで
- (改正後) 2 時間ごと

種別 \ 区分	午前A	午前B	午後A	午後B
	午前 9 時から 午前11時まで	午前11時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで
会議室（半面）	400円	400円	400円	400円
研修室	300円	300円	300円	300円
小会議室	100円	100円	100円	100円

・ 利用料金の減免規定を見直します

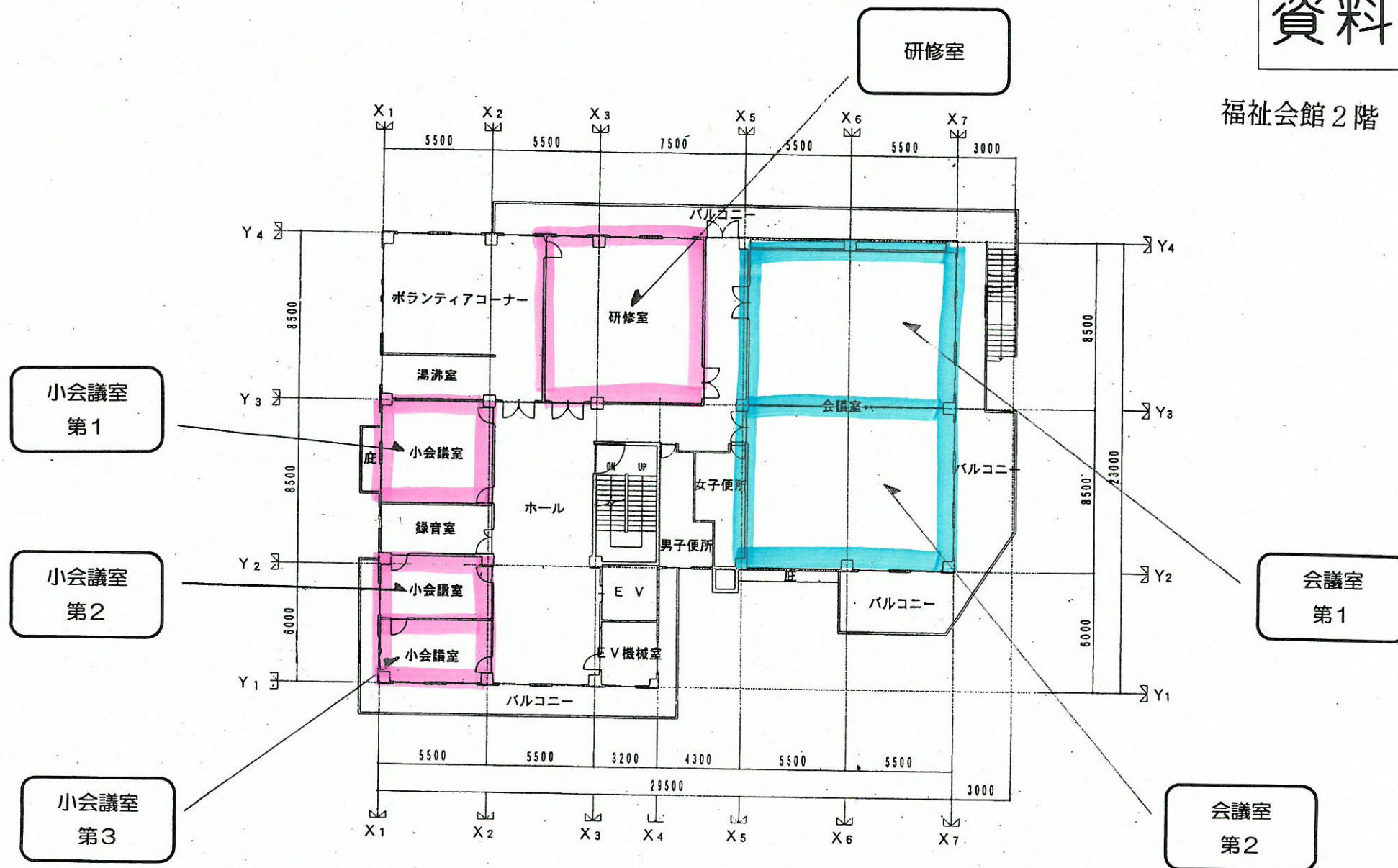
- (改正前) ①本市及び本市の機関が使用する場合 10 割
- ②市内の社会福祉事業に関係する団体等が福祉活動のために使用する場合 10 割
- ③その他指定管理者が特に必要があると認める場合 5 割
- (改正後) ①会館の指定管理者が指定管理業務として実施する講座等の事業を実施するため
に使用する場合 10 割
- ②本市及び本市の機関と共催する場合 5 割
- ③会館の指定管理者が自主事業の一環として共催する場合 5 割
- ④市内の社会福祉事業に関係する団体等が福祉活動のために使用する場合 5 割
- ⑤その他市長が特に必要があると認めた場合 5 割又は 10 割

・ その他

- ・ 利用料金の支払いに当たり、ZENの使用を可能にします。
- ・ 会館内における活動の制限を明記します。
- ・ 放送設備の利用料を削除します。
- ・ 使用する日の 3 月前の初日から利用申込を開始します。
- ・ 利用料金の還付の規定を追加します。

資料 1

福祉会館 2 階



資料2

利用区分及び料金

【改正前】

種別	区分	午前	午後	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
会議室		1,200円	1,500円	2,400円
放送設備		1回につき 750円		

備考 会議室を2室とし、その1室を使用する場合の使用料は定額の1/2の額とする。

【改正後】

種別	区分	午前A 午前9時から 午前11時まで	午前B 午前11時から 午後1時まで	午後A 午後1時から 午後3時まで	午後B 午後3時から 午後5時まで
会議室		400円	400円	400円	400円
研修室		300円	300円	300円	300円
小会議室		100円	100円	100円	100円

逗子市福祉会館条例施行規則 改正案（抜粋）

（会館の使用）

第6条 会館の利用者は、会館内において次に掲げる活動を行うことができない。

- （1） 営利を目的とする経済活動
- （2） 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- （3） 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- （4） 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

（使用許可の申請）

第7条 条例第5条第1項の規定により会館の使用許可を受けようとする者は、使用する日の属する月の3月前の初日から当該使用する日までに指定管理者に使用許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が設置の目的から見て特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、公共団体若しくはその機関の共催若しくは後援により催しが行われる場合にあっては、前項に規定する期間前においても当該催しを行おうとする者の申請を優先して受け付け、使用を許可することができる。

（利用料金の支払い）

第11条 第8条第1項の規定に基づき会館の使用許可の通知を受けた者は、使用しようとする日から起算して10日前（その期限後に使用許可申請書を提出したときは、当該使用の許可を受けた日）までに、当該利用料金を支払わなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

- 2 指定管理者は、前項に規定する期間内に利用料金の支払いがない時は、その使用許可を取り消すことができる。

（利用料金の減免）

第12条 条例第9条に規定する利用料金の減免は、次の各号に掲げるとおりとし、その割合は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- （1） 会館の指定管理者が指定管理業務として実施する講座等の事業（以下「自主事業」という。）を実施するため使用する場合 10割
- （2） 本市及び本市の機関と共催する場合並びに会館の指定管理者が自主事業の一環として共催する場合 5割（本市及び本市の機関と共催する場合、本市及び本市の機関は、当該減

額分を負担するものとする。)

(3) 市内の社会福祉事業に関係する団体等が福祉活動のために使用する場合 5割

(4) その他市長が特に必要があると認めた場合 5割又は10割

2 前項の規定による利用料金の減免を受けようとする者は、使用許可申請書に必要な書類を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、通知しなければならない。

4 利用料金の支払いに当たっては、逗子市社会参加・市民活動ポイントシステム実施要綱(平成22年7月1日施行)に規定するポイント券を利用料金の一部又は全部として使用することができる。

(利用料金の還付)

第13条 条例第10条ただし書の規定による利用料金の還付は、次の各号に掲げるとおりとし、その割合は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 使用日から起算して10日前まで(休館日の場合は、翌開館日)に申出があったもの 10割

(2) 災害その他第8条第1項の規定による許可通知を受けた者の責めによらない理由により会館施設を使用することができなくなった場合 10割

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めた場合 5割又は10割

2 前条第4項の規定により、利用料金の減免を受けたときは、当該ポイント券をもって還付するものとする。

3 前2項の利用料金の還付を受けようとする者は、その旨を記載した書面に決定通知書を添えて指定管理者に提出しなければならない。